

地方自治法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	地方自治法目次	地方自治法目次
第一編　（略）	第一編　（略）	
第二編　普通地方公共団体	第二編　普通地方公共団体	
第一章～第十章　（略）	第一章～第十章　（略）	
第十一章　国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係	第十一章　国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係	
第一節　（略）	第一節　（略）	
第二節　国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理	第二節　国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理	
第一款～第三款　（略）	第一款～第三款　（略）	
第四款　自治紛争処理委員による調停、審査及び処理方策の提示の手続	第四款　自治紛争処理委員による調停及び審査の手続	
第五款　（略）	第五款　（略）	
第三節　普通地方公共団体相互間の協力	第三節　普通地方公共団体相互間の協力	
第一款　連携協約		
第二款　協議会		
第三款　機関等の共同設置		

第四款 事務の委託

第五款 事務の代替執行

第六款 職員の派遣

第三款 事務の委託

第四款 職員の派遣

第四節・第五節 (略)

第十二章 大都市等に関する特例

第一節 (略)

第二節 中核市に関する特例

第三節 特例市に関する特例

第十三章・第十四章 (略)

第三編・第四編 (略)

第二編 普通地方公共団体

第二章 住民

第十三条 (略)

② 日本国たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは副市町村長、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

③ (略)

第四款 事務の委託

第五款 事務の代替執行

第六款 職員の派遣

第三款 事務の委託

第四款 職員の派遣

第四節・第五節 (略)

第十二章 大都市等に関する特例

第一節 (略)

第二節 中核市に関する特例

第三節 特例市に関する特例

第十三章・第十四章 (略)

第三編・第四編 (略)

第二編 普通地方公共団体

第二章 住民

第十三条 (略)

② 日本国たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

③ (略)

第一節 条例の制定及び監査の請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

第七十四条 (略)

② ⑤ (略)

⑥ (略)

一・二 (略)

三 第一項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

⑦ ⑨ (略)

第二節 解散及び解職の請求

第二節 解散及び解職の請求

第八十六条 選挙権を有する者（第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の総合区長については当該総合区の区域内において選挙権を有する者、指定都市の区又は総合区の選挙管理委員については当該区又は総合区の区域内において選挙権を有する者、道の方面公安委員会の委員については当該方面公安

第七十四条 (略)

② ⑤ (略)

⑥ (略)

一・二 (略)

三 第一項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

⑦ ⑨ (略)

第二節 解散及び解職の請求

第八十六条 選挙権を有する者（道の方面公安委員会の委員については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算

委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者)は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあつてはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあつてはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

②・③ (略)

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあつてはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数)について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内(道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内)」と、「市の区及び総合区」とあるのは、「市

して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあつてはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

②・③ (略)

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあつてはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数)について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内(道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内)」と読み替えるものとする。

の区及び総合区（総合区長に係る請求については当該総合区、区又は総合区の選挙管理委員に係る請求については当該区又は総合区に限る。）
」と読み替えるものとする。

第八十八条 第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長又は第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十六条第三項の規定による議会の議決の日から一年間は、これをすることができない。

② (略)

第七章 執行機関

第二節 普通地方公共団体の長

第四款 議会との関係

第一百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第一百十三条た
だし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公
共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するた
め議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、
又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公
共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、
第一百六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第二

第八十八条 第八十六条第一項の規定による副知事又は副市町村長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び同条第三項の規定による議会の議決の日から一年間は、これをすることができない。

② (略)

第七章 執行機関

第二節 普通地方公共団体の長

第四款 議会との関係

第一百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第一百十三条た
だし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公
共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するた
め議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、
又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公
共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、
第一百六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意について

百五十二条の二十の二第四項の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

(2) (4) (略)

第三節 委員会及び委員

第一款 通則

第一百八十七条 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める政令で定める事務については、この限りではない。

は、この限りでない。

(2) (4) (略)

第三節 委員会及び委員

第一款 通則

第一百八十七条 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体

相互間の関係

第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体

相互間の関係

第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体
相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

六 普通地方公共団体が第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及びこの法律の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理を処理する。

第三款 自治紛争処理委員

(自治紛争処理委員)

七 普通地方公共団体が第二百五十二条の三の二第三項の規定により当事者である普通地方公共団体に同条第一項に規定する処理方策を提示するとともに、総務大臣又は都道府県知事にその旨及び当該処理方策

第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体
相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

六 普通地方公共団体が第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及びこの法律の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理を処理する。

第三款 自治紛争処理委員

(自治紛争処理委員)

七 普通地方公共団体が第二百五十二条の三の二第三項の規定により当事者である普通地方公共団体に同条第一項に規定する処理方策を提示するとともに、総務大臣又は都道府県知事にその旨及び当該処理方策

六 普通地方公共団体が第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及びこの法律の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理を処理する。

2 (略)

3 | 3 | 自治紛争処理委員は、非常勤とする。

4 | 4 | 自治紛争処理委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

一～五 (略)

六 普通地方公共団体が第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及びこの法律の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理を処理する。

2 (略)

3 | 3 | 自治紛争処理委員は、非常勤とする。

4 | 4 | 自治紛争処理委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

一～五 (略)

六 普通地方公共団体が第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及びこの法律の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理を処理する。

を通知し、かつ、公表したとき。

八・九 (略)

5 | (略)

6 | 第二百五十条の九第二項、第八項、第九項（第二号を除く。）及び第十項から第十四項までの規定は、自治紛争処理委員に準用する。この場合において、同条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、同条第八項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、同条第九項中「総務大臣は、両議院の同意を得て」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事は」と、「三人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第十項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、「二人」とあるのは「一人」と、「二人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第十項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、「二人」とあるのは「一人」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第十一項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、その委員を」とあるのは「その自治紛争処理委員を」と、同条第十二項中「第四項後段及び第八項から前項まで」とあるのは「第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び前項並びに第二百五十一条第五項」と読み替えるものとする。

第四款 自治紛争処理委員による調停、審査及び処理方策の提示の手続

（処理方策の提示）

第二百五十一条の三の二 総務大臣又は都道府県知事は、第二百五十二条の二第七項の規定により普通地方公共団体から自治紛争処理委員による

六・七 (略)

4 | (略)

5 | 第二百五十条の九第二項、第八項、第九項（第二号を除く。）及び第十項から第十四項までの規定は、自治紛争処理委員に準用する。この場合において、同条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、同条第八項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、同条第九項中「総務大臣は、両議院の同意を得て」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事は」と、「三人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人」とあるのは「一人」と、「二人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人」とあるのは「一人」と、「二人」とあるのは「一人」と、「二人」とあるのは「一人」と、「二人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人」とあるのは「一人」と、「二人」とあるのは「一人」と、「二人」とあるのは「一人」と、「二人」とあるのは「一人」と、「両議院の同意を得て、その委員を」とあるのは「その自治紛争処理委員を」と、同条第十二項中「第四項後段及び第八項から前項まで」とあるのは「第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び前項並びに第二百五十一条第四項」と読み替えるものとする。

第四款 自治紛争処理委員による調停及び審査の手続

提示の手続

同条第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策（以下この条において「処理方策」という。）の提示を求める旨の申請があつたときは、第二百五十二条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、処理方策を定めさせなければならない。

2| 前項の申請をした普通地方公共団体は、総務大臣又は都道府県知事の同意を得て、当該申請を取り下げることができる。

3| 自治紛争処理委員は、処理方策を定めたときは、これを当事者である普通地方公共団体に提示するとともに、その旨及び当該処理方策を総務大臣又は都道府県知事に通知し、かつ、これらを公表しなければならない。

4| 自治紛争処理委員は、処理方策を定めるため必要があると認めるときは、当事者及び関係人の出頭及び陳述を求め、又は当事者及び関係人並びに紛争に係る事件に關係のある者に対し、処理方策を定めるため必要な記録の提出を求めることができる。

5| 第三項の規定による処理方策の決定並びに前項の規定による出頭、陳述及び記録の提出の求めについての決定は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

6| 第三項の規定により処理方策の提示を受けたときは、当事者である普通地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにしなければならない。

（政令への委任）

第二百五十二条の四 この法律に規定するもののほか、自治紛争処理委員

（政令への委任）

第二百五十二条の四 この法律に規定するもののほか、自治紛争処理委員

の調停、審査及び勧告並びに処理方策の提示に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 普通地方公共団体相互間の協力

第三節 普通地方公共団体相互間の協力

(連携協約)

第一款 連携協約

- 第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当たつての当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に當たつての当該他の普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに當たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。
- 2 普通地方公共団体は、連携協約を締結したときは、その旨及び当該連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前三項の例によりこれを行わなければならない。
- 5 公益上必要がある場合においては、都道府県が締結するものについて

の調停並びに審査及び勧告に關し必要な事項は、政令で定める。

は総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、連携協約を締結すべきことを勧告することができる。

6 | 連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、

当該連携協約を締結した他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たつて当該普通地方公共団体が分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようしなければならない。

7 | 連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、都道府県が当事者となる紛争にあつては総務大臣、その他の紛争にあつては都道府県知事に対し、文書により、自治紛争処理委員による当該紛争を処理するための方策の提示を求める旨の申請をすることができる。

第一款 協議会

(協議会の設置)

第二百五十二条の二の二 (略)

2 ～ 6 (略)

(協議会の組織の変更及び廃止)

第二百五十二条の六 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し

、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二第一項か

(協議会の組織の変更及び廃止)

第二百五十二条の六 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二第一項か

項から第三項までの例によりこれを行わなければならない。

(脱退による協議会の組織の変更及び廃止の特例)

第二百五十二条の六の二 (略)

- 2 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、当該予告をした普通地方公共団体が脱退する時までに、第二百五十二条の二の二第一項から第三項までの例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならぬ。ただし、第二百五十二条の四第一項第二号に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二第三項本文の例によらないものとする。

3・4 (略)

- 5 第一項の規定による脱退により協議会を設ける普通地方公共団体が一となつたときは、当該協議会は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(脱退による協議会の組織の変更及び廃止の特例)

第二百五十二条の二 (略)

- 2 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、当該予告をした普通地方公共団体が脱退する時までに、第二百五十二条の二第一項から第三項までの例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならぬ。ただし、第二百五十二条の四第一項第二号に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二第三項本文の例によらないものとする。

3・4 (略)

- 5 第一項の規定による脱退により協議会を設ける普通地方公共団体が一となつたときは、当該協議会は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第三款 機関等の共同設置

(機関等の共同設置)

第二百五十二条の七 (略)

2 (略)

- 3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合に、

第二款 機関等の共同設置

(機関等の共同設置)

第二百五十二条の七 (略)

2 (略)

- 3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合に、

に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(脱退による機関等の共同設置の変更及び廃止の特例)

第二百五十二条の七の二 (略)

2 (略)

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は、前項の場合について準用する。ただし、次条第二号（第二百五十二条の十三において準用する場合を含む。）に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二の二第三項本文の規定は、準用しない。

4・5 (略)

6 第一項の規定による脱退により機関等を共同設置する普通地方公共団体が一となつたときは、当該共同設置は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第四款 事務の委託

(事務の委託)

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

(脱退による機関等の共同設置の変更及び廃止の特例)

第二百五十二条の七の二 (略)

2 (略)

3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は、前項の場合について準用する。ただし、次条第二号（第二百五十二条の十三において準用する場合を含む。）に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二第三項本文の規定は、準用しない。

4・5 (略)

6 第一項の規定による脱退により機関等を共同設置する普通地方公共団体が一となつたときは、当該共同設置は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第三款 事務の委託

(事務の委託)

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 (略)

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(事務の委託の効果)

第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

(事務の委託の効果)

第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

(事務の代替執行)

第五款 事務の代替執行

第二百五十二条の十六の二 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の

3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(事務の委託の効果)

第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行すること（以下この条及び次条において「事務の代替執行」という。）ができる。

2| 前項の規定により事務の代替執行をする事務（以下この款において「代替執行事務」という。）を変更し、又は事務の代替執行を廃止しようとするとときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3| 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により事務の代替執行をし、又は代替執行事務を変更し、若しくは事務の代替執行を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合に準用する。

（事務の代替執行の規約）

第二百五十二条の十六の三 事務の代替執行に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 事務の代替執行をする普通地方公共団体及びその相手方となる普通地方公共団体

二 代替執行事務の範囲並びに代替執行事務の管理及び執行の方法

三 代替執行事務に要する経費の支弁の方法

四 前三号に掲げるもののほか、事務の代替執行に関し必要な事項

（代替執行事務の管理及び執行の効力）

第二百五十二条の十六の四 第二百五十二条の十六の二の規定により普通

地方公共団体が他の普通地方公共団体又は他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行した事務の管理及び執行は、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員が管理し及び執行したものとしての効力を有する。

第六款 職員の派遣

第四款 職員の派遣

第十二章 大都市等に関する特例

第十二章 大都市等に関する特例

第一節 大都市に関する特例

第一節 大都市に関する特例

(区の設置)

第二百五十二条の二十 (略)

2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。

3 区にその事務所の長として区長を置く。

4 区長又は区の事務所の出張所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

(略)

6 第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第一百七十五条第二項の規定は区長又は第四項の区の事務所の出張所の長に、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規

(区の設置)

第二百五十二条の二十 (略)

2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 区の事務所又はその出張所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

(略)

4 第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第一百七十五条第二項の規定は第三項の機関の長に、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員

定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。

7 | 9 | (略)

10 | 第七項の規定に基づき、区に区地域協議会を置く指定都市は、第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができる。

11 | (略)

(総合区の設置)

第二百五十二条の二十の二 指定都市は、その行政の円滑な運営を確保するため必要があると認めるときは、前条第一項の規定にかかわらず、市長の権限に属する事務のうち特定の区の区域内に関するものを第八項の規定により総合区長に執行させるため、条例で、当該区に代えて総合区を設け、総合区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くことができる。

2 | 総合区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに総合区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。

3 | 総合区にその事務所の長として総合区長を置く。

4 | 総合区長は、市長が議会の同意を得てこれを選任する。

5 | 総合区長の任期は、四年とする。ただし、市長は、任期中においてもこれを解職することができる。

6 | 総合区の事務所の職員のうち、総合区長があらかじめ指定する者は、総合区長に事故があるとき又は総合区長が欠けたときは、その職務を代理する。

会について、これを準用する。

6 | 8 | (略)

9 | 第六項の規定に基づき、区に区地域協議会を置く指定都市は、第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができる。

10 | (略)

7 | 第百四十二条、第百五十九条、第一百六十四条、第一百六十五条第二項、第百六十六条第一項及び第三項並びに第百七十五条第二項の規定は、総合区長について準用する。

8 | 総合区長は、総合区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により総合区長が執行することとされた事務及び市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するもので次に掲げるものを執行し、これらの事務の執行について当該指定都市を代表する。ただし、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

一 総合区の区域に住所を有する者の意見を反映させて総合区の区域のまちづくりを推進する事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）

二 総合区の区域に住所を有する者相互間の交流を促進するための事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）

三 社会福祉及び保健衛生に関する事務のうち総合区の区域に住所を有する者に対して直接提供される役務に関する事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、主として総合区の区域内に関する事務で条例で定めるもの

9 | 総合区長は、総合区の事務所又はその出張所の職員（政令で定めるものを除く。）を任免する。ただし、指定都市の規則で定める主要な職員

を任免する場合においては、あらかじめ、市長の同意を得なければならぬ。

10| 総合区長は、歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事務に係る部分に
 関し必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができ
 る。

11| 総合区に選挙管理委員会を置く。

12| 第四条第二項の規定は第二項の総合区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域について、第一百七十五条第二項の規定は総合区の事務所の出張所の長について、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について準用する。

13| 前条第七項から第十項までの規定は、総合区について準用する。

14| 前各項に定めるもののほか、指定都市の総合区に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(指定都市都道府県調整会議)

第二百五十二条の二十一の二 指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県（以下この条から第二百五十二条の二十一の四までにおいて「包括都道府県」という。）は、指定都市及び包括都道府県の事務の処理について必要な協議を行うため、指定都市都道府県調整会議を設ける。

2| 指定都市都道府県調整会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 指定都市の市長

二 包括都道府県の知事

3| 指定都市の市長及び包括都道府県の知事は、必要と認めるときは、協

議して、指定都市都道府県調整会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 指定都市の市長以外の指定都市の執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者
 - 二 指定都市の市長がその補助機関である職員のうちから選任した者
 - 三 指定都市の議会が当該指定都市の議会の議員のうちから選挙により選出した者
 - 四 包括都道府県の知事以外の包括都道府県の執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者
 - 五 包括都道府県の知事がその補助機関である職員のうちから選任した者
 - 六 包括都道府県の議会が当該包括都道府県の議会の議員のうちから選挙により選出した者
 - 七 学識経験を有する者
- 4 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、指定都市の市長又は包括都道府県の知事以外の執行機関の権限に属する事務の処理について、指定都市都道府県調整会議における協議を行う場合には、指定都市都道府県調整会議に、当該執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者を構成員として加えるものとする。
 - 5 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、第二条第六項又は第十四

項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の事務に關し当該包括都道府県の知事にして、包括都道府県の知事にあつては指定都市の事務に關し当該指定都市の市長に対して、指定都市都道府県調整会議において協議を行うことを求めることができる。

6| 前項の規定による求めを受けた指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならない。

7| 前各項に定めるもののほか、指定都市都道府県調整会議に關し必要な事項は、指定都市都道府県調整会議が定める。

(指定都市と包括都道府県の間の協議に係る勧告)

第二百五十二条の二十一の三 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、前条第五項の規定による求めに係る協議を調えるため必要があると認めるとときは、総務大臣に対し、文書で、当該指定都市及び包括都道府県の事務の処理に關し当該協議を調えるため必要な勧告を行うことを求めることができる。

2| 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、前項の規定による勧告の求め（以下この条及び次条において「勧告の求め」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該指定都市又は包括都道府県の議会の議決を経なければならない。

3| 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、勧告の求めをしようとするときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の知事、包括都道府県の知事にあつては指定都市の市長に対し、その旨をあらかじめ通知し

なければならぬ。

4| 勧告の求めをした指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、総務大臣の同意を得て、当該勧告の求めを取り下げることができる。

5| 総務大臣は、勧告の求めがあつた場合においては、これを国の関係行政機関の長に通知するとともに、次条第二項の規定により指定都市都道府県勧告調整委員を任命し、当該勧告の求めに係る総務大臣の勧告について意見を求めなければならない。

6| 前項の規定により通知を受けた国の関係行政機関の長は、総務大臣に対し、文書で、当該勧告の求めについて意見を申し出ることができる。

7| 総務大臣は、前項の意見の申出があつたときは、当該意見を指定都市都道府県勧告調整委員に通知するものとする。

8| 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員から意見が述べられたときは、遅滞なく、指定都市の市長及び包括都道府県の知事に対し、第二条第六項又は第十四項の規定の趣旨を達成するため必要な勧告をするとともに、当該勧告の内容を国の関係行政機関の長に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

(指定都市都道府県勧告調整委員)

第二百五十二条の二十一の四 指定都市都道府県勧告調整委員は、前条第五項の規定による総務大臣からの意見の求めに応じ、総務大臣に対し、勧告の求めがあつた事項に関する意見を述べる。

2| 指定都市都道府県勧告調整委員は、三人とし、事件ごとに、優れた識見を有する者のうちから、総務大臣がそれぞれ任命する。

4 | 3 | 指定都市都道府県勧告調整委員は、非常勤とする。

若しくは包括都道府県の知事が前条第四項の規定により勧告の求めを取り下げたとき又は同条第五項の規定による総務大臣からの意見の求めに応じ、総務大臣に対し、勧告の求めがあつた事項に関して意見を述べたときは、その職を失う。

5 | 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員が当該事件に直接利害関係を有することとなつたときは、当該指定都市都道府県勧告調整委員を罷免しなければならない。

6 | 第二百五十条の九第二項、第八項、第九項（第二号を除く。）及び第十項から第十四項までの規定は、指定都市都道府県勧告調整委員に準用する。この場合において、同条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、同条第九項中「総務大臣は、両議院の同意を得て」とあるのは「総務大臣は」と、同条第十項中「二人」とあるのは「二人以上」と、「一人」とあるのは「一人」と、同条第十一項中「両議院の同意を得て、その委員を」とあるのは「その指定都市都道府県勧告調整委員を」と、同条第十二項中「第四項後段及び第八項から前項まで」とあるのは「第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び前項並びに第二百五十二条の二十一の四第五項」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第二百五十二条の二十一の五 前二条に規定するもののほか、第二百五十

二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 中核市に關する特例

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適當でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 (略)

第二節 中核市に關する特例

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適當でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 (略)

第三節 特例市に關する特例

(特例市の権能)

第二百五十二条の二十六の三 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「特例市」という。）は、第二百五十二条の二十二第一項の規定により中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適當でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

特例市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

(特例市の指定に係る手続)

第二百五十二条の二十六の四 第二百五十二条の二十四の規定は、前条第一項の規定による特例市の指定に係る政令の立案について準用する。

(政令への委任)

第二百五十二条の二十六の五 第二百五十二条の二十一の規定は、第二百五十二条の二十六の三第一項の規定による特例市の指定があつた場合について準用する。

(指定都市又は中核市の指定があつた場合の取扱い)

第二百五十二条の二十六の六 特例市に指定された市について第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定又は第二百五十二条の二十六の三第一項の規定による特例市の指定があつた場合は、当該市に係る第二百五十二条の二十六の三第一項の規定による特例市の指定は、その効力を失うものとする。

(特例市の指定に係る手続の特例)

第二百五十二条の二十六の七 第七条第一項又は第三項の規定により特例市に指定された市の区域の全部を含む区域をもつて市を設置する処分について同項の規定により総務大臣に届出又は申請があつた場合は、第二百五十二条の二十六の二に規定する場合を除き、第二百五十二条の二十六の四において準用する第二百五十二条の二十四第一項の関係市からの申出があつたものとみなす。

第十四章 條則

第二百五十六条 市町村の境界に関する裁定若しくは決定又は市町村の境界の確定、普通地方公共団体における直接請求の署名簿の署名、直接請求に基づく議会の解散又は議員若しくは長の解職の投票及び副知事、副市长、指定都市の総合区長、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の議決、議会において行う選挙若しくは決定又は再議決若しくは再選挙、選挙管理委員会において行う資格の決定その他この法律に基づく住民の賛否の投票に関する効力は、この法律に定める争訟の提起期間及び管轄裁判所に関する規定によつてのみこれを争うことができる。

第二百五十六条 市町村の境界に関する裁定若しくは決定又は市町村の境界の確定、普通地方公共団体における直接請求の署名簿の署名、直接請求に基づく議会の解散又は議員若しくは長の解職の投票及び副知事、副市长、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の議決、議会において行う選挙若しくは決定又は再議決若しくは再選挙、選挙管理委員会において行う資格の決定その他この法律に基づく住民の賛否の投票に関する効力は、この法律に定める争訟の提起期間及び管轄裁判所に関する規定によつてのみこれを争うことができる。

有者（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有していること。

三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。

四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

(2) 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地

縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）

と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体

が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の

登記を申請することができる。

② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証

する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を

を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に

係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請すること

ができる。

第二百六十条の四十　（略）

第三編 特別地方公共団体

第三節 広域連合

（直接請求）

第二百九十二条の六 前編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四

項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）及び第二百五

十二条の三十九（第十四項を除く。）の規定は、政令で特別の定めをす

るものを除くほか、広域連合の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、
使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定若しくは改廃、

広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連

第二百六十条の三十八　（略）

第三編 特別地方公共団体

第三節 広域連合

（直接請求）

第二百九十二条の六 前編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四

項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）及び第二百五

十二条の三十九（第十四項を除く。）の規定は、政令で特別の定めをす

るものを除くほか、広域連合の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、
使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定若しくは改廃、

広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連

合の議会の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章（第七十四条第一項を除く。）の規定中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、第七十四条第一項中「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）」とあるのは「広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項第一号（第七十五条第五項前段、第七十六条第四項、第八十条第四項前段、第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「の他の市町村の区域内」とあるのは「の他の市町村の区域内（当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、第七十四条第六項第三号（第七十五条第五項前段、第七十六条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む」とあるのは「の区及び総合区を含む」と、第八十条第四項前段において準用する第七十四条第六項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合

合の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章（第七十四条第一項を除く。）の規定中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、第七十四条第一項中「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）」とあるのは「広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項第一号（第七十五条第五項前段、第七十六条第四項、第八十条第四項前段、第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「の他の市町村の区域内」とあるのは「の他の市町村の区域内（当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、第七十四条第六項第三号（第七十五条第五項前段、第七十六条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「の区を含む」と、第八十条第四項前段において準用する第七十四条第六項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合

）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」とあるのは「広域連合（当該広域連合が、広域連合の選挙人の投票により当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該選挙区の区域の全部又は一部が含まれる市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区（選挙区がないときは当該広域連合の区域内の市町村並びに指定都市の区及び総合区）を含み、広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該議員を選挙した議会が置かれている地方公共団体の区域内の市町村並びに指定都市の区及び総合区（当該広域連合の区域内にあるものに限る。）」と、第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

には当該市の区」とあるのは「広域連合（当該広域連合が、広域連合の選挙人の投票により当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該選挙区の区域の全部又は一部が含まれる市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区（選挙区がないときは当該広域連合の区域内の市町村及び指定都市の区）を含み、広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該議員を選挙した議会が置かれている地方公共団体の区域内の市町村及び指定都市の区（当該広域連合の区域内にあるものに限る。）」と、第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第二項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十

254

）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」とあるのは「広域連合（当該広域連合が、広域連合の選挙人の投票により当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該選挙区の区域の全部又は一部が含まれる市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区（選挙区がないときは当該広域連合の区域内の市町村並びに指定都市の区及び総合区）を含み、広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該議員を選挙した議会が置かれている地方公共団体の区域内の市町村並びに指定都市の区及び総合区（当該広域連合の区域内にあるものに限る。）」と、第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2
4
(略)

第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の一
の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万
を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た
数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその
八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じ
て得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）につ
いて、同条第六項の規定は第二項の代表者について、同条第七項から第
九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の
規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十

2
4
(略)

第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の一
の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万
を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た
数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその
八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じ
て得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）につ
いて、同条第六項の規定は第二項の代表者について、同条第七項から第
九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の
規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十

四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十二条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、同項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「の他の市町村の区域内（当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合）」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合）」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む」とあるのは「の区及び総合区を含む」と、同条第八項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6～8 (略)

四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十二条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、同項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「の他の市町村の区域内（当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合）」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む」とあるのは「の区及び総合区を含む」と、同条第八項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6～8 (略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（営業譲渡人の競業の禁止）</p> <p>第十六条 営業を譲渡した商人（以下この章において「譲渡人」という。）は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区又は総合区。以下同じ。）の区域内及びこれに隣接する市町村の区域内においては、その営業を譲渡した日から二十年間は、同一の営業を行ってはならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（営業譲渡人の競業の禁止）</p> <p>第十六条 営業を譲渡した商人（以下この章において「譲渡人」という。）は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区。以下同じ。）の区域内及びこれに隣接する市町村の区域内においては、その営業を譲渡した日から二十年間は、同一の営業を行ってはならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（上陸の拒否）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>一〇五 （略）</p> <p>五の二 国際的規模若しくはこれに準ずる規模で開催される競技会若しくは国際的規模で開催される会議（以下「国際競技会等」という。）の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊したことにより、日本国若しくは日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられ、又は出入国管理及び難民認定法の規定により本邦からの退去を強制され、若しくは日本国以外の国の法令の規定によりその国から退去させられた者であつて、本邦において行われる国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区）の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊するおそれのあるもの</p>	<p>（上陸の拒否）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>一〇五 （略）</p> <p>五の二 国際的規模若しくはこれに準ずる規模で開催される競技会若しくは国際的規模で開催される会議（以下「国際競技会等」という。）の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊したことにより、日本国若しくは日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられ、又は出入国管理及び難民認定法の規定により本邦からの退去を強制され、若しくは日本国以外の国の法令の規定によりその国から退去させられた者であつて、本邦において行われる国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は区）の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊するおそれのあるもの</p>

六〇十四 (略)

2 (略)

(新規上陸後の住居地届出)

第十九条の七 前条に規定する中長期在留者は、住居地を定めた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市については、区又は総合区。以下同じ。）の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

2・3 (略)

六〇十四 (略)

2 (略)

(新規上陸後の住居地届出)

第十九条の七 前条に規定する中長期在留者は、住居地を定めた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。以下同じ。）の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

2・3 (略)

○ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）（附則第五条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（特別永住許可）

第四条 （略）

2 （略）

3 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、居住地の市
町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七
号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区又は総合区。
。以下同じ。）の長に、特別永住許可申請書その他の書類を提出して行
わなければならぬ。

4 （略）

（特別永住許可）

第四条 （略）

2 （略）

3 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、居住地の市
町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律
第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区。
。以下同じ。）の長に、特別永住許可申請書その他の書類を提出して行
わなければならない。

4 （略）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（譲渡会社の競業の禁止）	（譲渡会社の競業の禁止）
<p>第二十一条 事業を譲渡した会社（以下この章において「譲渡会社」とい う。）は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村（特別区 を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五 十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。以下この項 において同じ。）の区域内及びこれに隣接する市町村の区域内においては、 その事業を行つてはならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第二十一条 事業を譲渡した会社（以下この章において「譲渡会社」とい う。）は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村（東京都 の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） 第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。以下この項に において同じ。）の区域内及びこれに隣接する市町村の区域内においては 、その事業を行つてはならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）（附則第五条第五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	
	現 行	
附 則	附 則	

第十七条 旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受け、施行日の前日において同項に規定する外国人登録原票（以下「登録原票」という。）に登録された居住地が住居地に該当しない中長期在留者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。以下同じ。）の長に対し、在留カードを提出した上、当該住居地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

一〇四 （略）

2・3 （略）

第十七条 旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受け、施行日の前日において同項に規定する外国人登録原票（以下「登録原票」という。）に登録された居住地が住居地に該当しない中長期在留者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。以下同じ。）の長に対し、在留カードを提出した上、当該住居地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

一〇四 （略）

2・3 （略）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（保険料等の督促及び滞納処分）	（保険料等の督促及び滞納処分）
第一百八十条　（略）	第一百八十条　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　保険者等は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。第六項において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。	4　保険者等は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。第六項において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。
一・二　（略）	一・二　（略）
5・6　（略）	5・6　（略）
（戸籍事項の無料証明）	（戸籍事項の無料証明）
第一百九十六条　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。第二百三条において同じ。）は、保険者又は保険給付を受けるべき者に対して、被保険者に対し、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に關し、無料で證明を行う	第一百九十六条　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。第二百三条において同じ。）は、保険者又は保険給付を受けるべき者に対し、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に關し、無料で證明を行うことができる

2

(略)

りじが
やさる。

2

(略)

。

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（保険料等の督促及び滞納処分）		
第一百三十二条　（略）	第一百三十二条　（略）	第一百三十二条　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）	2・3　（略）
4　厚生労働大臣又は協会は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。第六項において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。	4　厚生労働大臣又は協会は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。第六項において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。	4　厚生労働大臣又は協会は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。第六項において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。
一・二　（略）	一・二　（略）	一・二　（略）
5・6　（略）	5・6　（略）	5・6　（略）
（戸籍事項の無料証明）		
第一百四十四条　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、協会又は保険給付を受けるべき者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。	第一百四十四条　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、協会又は保険給付を受けるべき者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。	第一百四十四条　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、協会又は保険給付を受けるべき者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

2

(略)

2

(略)

○ 死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第四条 死産の届出は、医師又は助産師の死産証書又は死胎検案書を添えて、死産後七日以内に届出人の所在地又は死産があつた場所の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）に届け出なければならない。

2 ～ 4 （略）

第四条 死産の届出は、医師又は助産師の死産証書又は死胎検案書を添えて、死産後七日以内に届出人の所在地又は死産があつた場所の市町村長（都の区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）に届出なければならない。

2 ～ 4 （略）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四十条　（略）</p> <p>② 前項の場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） 第二百五十二条の十四第三項において準用する同法<u>第二百五十二条の二</u> の<u>二</u><u>第二項</u>中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事及び都道府 県の教育委員会」と読み替えるものとする。</p>	<p>第四十条　（略）</p> <p>② 前項の場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） 第二百五十二条の十四第三項において準用する同法<u>第二百五十二条の二</u> の<u>二</u><u>第二項</u>中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事及び都道府県の 教育委員会」と読み替えるものとする。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第四十五条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする区長又は総合区長とする。）は、行政庁又は保険給付を受けようとする者に対し、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるとする者又は遺族の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

第四十五条 市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、行政庁又は保険給付を受けようとする者に対し、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、保険給付を受けようとする者又は遺族の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（救助の対象）</p> <p>第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。</p>	<p>（救助の対象）</p> <p>第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五十四条（特別区等に対する適用） この法律中市に関する規定は、特別区の存する区域においては特別区に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区に、これを適用する。</p>	<p>第五十四条（特別区等に対する適用） この法律中市に関する規定は、東京都の区の存する区域及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、特別区及び区に、これを適用する。</p>

○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四条 この法律中市、市長及び市役所に関する規定は、特別区においては、この法律中の市、市長及び市役所は特別区、特別区の区長及び特別区の区役所に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区、区長及び総合区長並びに区及び総合区の区役所にこれを準用する。</p>	<p>第四条 都の区のある区域においては、この法律中の市、市長及び市役所に関する規定は、区、区長及び区役所にこれを準用する。地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においても、同様である。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（広域消防運営計画）</p> <p>第三十四条　（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3　広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。</p>	<p>（広域消防運営計画）</p> <p>第三十四条　（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3　広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。</p>

○ 大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）（附則第十四条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別区設置協議会の設置）</p> <p>第四条 特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、 地方自治法<u>第二百五十二条の二第一項</u>の規定により、特別区の設置に に関する協定書（以下「特別区設置協定書」という。）の作成その他特 別区の設置に関する協議を行う協議会（以下「特別区設置協議会」とい う。）を置くものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（特別区設置協議会の設置）</p> <p>第四条 特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、 地方自治法<u>第二百五十二条の二第一項</u>の規定により、特別区の設置に する協定書（以下「特別区設置協定書」という。）の作成その他特別区 の設置に関する協議を行う協議会（以下「特別区設置協議会」とい う。）を置くものとする。</p> <p>2 (略)</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四十七条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、この法律中市に関する規定は、区及び総合区にこれを適用する。</p>	<p>第四十七条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、この法律中市に関する規定は、区にこれを適用する。</p>

改 正 案	現 行
（指定都市の区及び総合区に対するこの法律の適用）	（指定都市の区に対するこの法律の適用）
<p>第一百四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、第二十条第一項並びに第二十一条第一項及び第二項、第二十二条並びに第二十三条第四項（これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第一項の規定中市に関する規定は、区及び総合区にこれを適用する。</p>	<p>第一百四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、第二十条第一項並びに第二十一条第一項及び第二項、第二十二条並びに第二十三条第四項（これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第一項の規定中市に関する規定は、区にこれを適用する。</p>

○ 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（附則第十五条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別区等に対する適用）</p> <p>第一百四十条　（略）</p> <p>2　この法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区及び総合区は市と、指定都市の区及び総合区の選挙管理委員会及び選挙管理委員は市の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。</p>	<p>（特別区等に対する適用）</p> <p>第一百四十条　（略）</p> <p>2　この法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区は市と、指定都市の区の選挙管理委員会及び選挙管理委員は市の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。</p>

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
（会社等の寄附の制限）	（会社等の寄附の制限）
第二十一条 （略）	第二十一条 （略）
2・3 （略）	2・3 （略）
<p>4 第一項及び前項の規定の適用については、政黨の支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政黨及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。</p>	<p>4 第一項及び前項の規定の適用については、政黨の支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政黨及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別区等に対する規定の適用）</p> <p>第百二十五条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては区（総合区を含む。次項において同じ。）又は区長（総合区長を含む。）に適用する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特別区等に対する規定の適用）</p> <p>第百二十五条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては区又は区長に適用する。</p>
<p>2 （略）</p>	

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

第十二条 引取者がない死体については、その所在地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）は、医学に関する大学の長（以下「学校長」という。）から医学の教育又は研究のため交付の要求があつたときは、その死亡確認後、これを交付することができる。

現 行

第十二条 引取者がない死体については、その所在地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区長とする。以下同じ。）は、医学に関する大学の長（以下学校長という。）から医学の教育又は研究のため交付の要求があつたときは、その死亡確認後、これを交付することができる。

○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一百三十七条 この法律中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市につては区及び総合区に適用する。</p>	<p>第一百三十七条 この法律中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市につては区に適用する。</p>

改 正 案	現 行
第十五条　（略）	（地方公共団体の議会の議員の選挙区）
2～4　（略）	（略）
5　一の市町村　（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区（総合区を含む。第六項及び第九項において同じ。）の区域が二以上）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。	5　一の市町村　（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。
6～10　（略）	（略）
（指定都市に対する本法の適用関係）	（指定都市に対する本法の適用関係）
第二百六十九条　衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選挙並びに指定都市の議会の議員及び長の選挙に関するこの法律の規定を適用するについては、政令の定めるところにより、当該市においては、区及び総合区を市とみなし、区及び総合区の選挙管理委員会及び選挙管理委員を市の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。この場合において、第二十二条の規定の適用については、同条中「資格を有する者」のあるのは、「資格を有する者」	第二百六十九条　衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選挙並びに指定都市の議会の議員及び長の選挙に関するこの法律の規定を適用するについては、政令の定めるところにより、当該市においては、区を市とみなし、区の選挙管理委員会及び選挙管理委員を市の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。この場合において、第二十二条の規定の適用については、同条中「資格を有する者」

者」とあるのは、「資格を有し、かつ、その日において当該区又は総合区の区長又は総合区長が作成する住民基本台帳に記録されている者」とする。

格を有し、かつ、その日において当該区の区長が作成する住民基本台帳に記録されている者」とする。

○ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 この法律において「大都市」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいい、「区」とは、大都市の区及び総合区並びに都の特別区をいう。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 この法律において「大都市」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいい、「区」とは、大都市の区及び都の特別区をいう。</p> <p>3・4 （略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(港湾管理者の協議会の設置等)	(港湾管理者の協議会の設置等)
第五十条の三 (略)	第五十条の三 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 第一項の協議会で地方公共団体である港湾管理者が加入するものについては、地方自治法第二百五十二条の二の二第二項及び第六項、第二百五十二条の三、第二百五十二条の四第一項並びに第二百五十二条の六（同法第二百五十二条の二の二第二項に係る部分に限る。）の規定の適用があるものとする。この場合において、当該協議会に港務局が加入するときは、当該港務局は、これらの規定の適用については普通地方公共団体とみなす。	4 第一項の協議会で地方公共団体である港湾管理者が加入するものについては、地方自治法第二百五十二条の二第二項及び第六項、第二百五十二条の三、第二百五十二条の四第一項並びに第二百五十二条の六（同法第二百五十二条の二第二項に係る部分に限る。）の規定の適用があるものとする。この場合において、当該協議会に港務局が加入するときは、当該港務局は、これらの規定の適用については普通地方公共団体とみなす。
5 地方自治法第二百五十二条の二の二第六項、第二百五十二条の三及び第二百五十二条の四第一項の規定は、第一項の協議会で港務局のみが加入するものについて準用する。	5 地方自治法第二百五十二条の二第六項、第二百五十二条の三及び第二百五十二条の四第一項の規定は、第一項の協議会で港務局のみが加入するものについて準用する。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地方団体の長の権限の委任）</p> <p>第三条の二 地方団体の長は、この法律で定めるその権限の一部を、当該地方団体の条例の定めるところによつて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十五条第一項の規定によつて設ける支庁若しくは地方事務所、同法第二百五十二条の二十第一項の規定によつて設ける市の区の事務所、同法第二百五十二条の二十の二第一項の規定によつて設ける市の総合区の事務所又は同法第一百五十六条第一項の規定によつて条例で設ける税務に関する事務所の長に委任することができる。</p>	<p>（地方団体の長の権限の委任）</p> <p>第三条の二 地方団体の長は、この法律で定めるその権限の一部を、当該地方団体の条例の定めるところによつて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十五条第一項の規定によつて設ける支庁若しくは地方事務所、同法第二百五十二条の二十第一項の規定によつて設ける市の区の事務所又は同法第一百五十六条第一項の規定によつて条例で設ける税務に関する事務所の長に委任することができる。</p>
<p>（徴税吏員がした処分）</p> <p>第十九条の二 不服申立てに關しては、第三条の二に規定する支庁、地方事務所、市の区の事務所、市の総合区の事務所又は税務に関する事務所に所属する徴税吏員がした処分はその者の所属する支庁等の長がした処分と、その他の徴税吏員がした処分はその者の所属する地方団体の長がした処分とみなす。</p>	<p>（徴税吏員がした処分）</p> <p>第十九条の二 不服申立てに關しては、第三条の二に規定する支庁、地方事務所、市の区の事務所又は税務に関する事務所に所属する徴税吏員がした処分はその者の所属する支庁等の長がした処分と、その他の徴税吏員がした処分はその者の所属する地方団体の長がした処分とみなす。</p>

第三百三十七条 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地

第三百二十七条 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地

方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区若しくは総合区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する犯則事件が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、市町村民税に関する犯則事件が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区又は総合区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第四百三十八条 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区若しくは総合区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第四百三十八条 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第四百八十五条の七 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法

第四百八十五条の七 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法

第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条及び次条において「指定都市」といふ。）の長が、税務署長の職務は市町村長又は指定都市の区若しくは総合区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の收税官吏の職務は指定都市の長がその職務を定めて指定する指定都市の徵稅吏員が、税務署の收税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徵稅吏員が、税務署の收税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徵稅吏員が、税務署の收税官吏の職務は市町村長がそれぞれ行うものとする。この場合において、指定都市の長は、たばこ税に関する犯則事件が指定都市の区又は総合区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第五百四十七条 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市区若しくは総合区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の收税官吏の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徵稅吏員が、税務署の收税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徵稅吏員が、税務署の收税官吏の職務は市町村長がそれぞれ行うものとする。この場合において、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、鉱産税に関する犯則事件が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区又は総合区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

（特別土地保有税の免税点）

第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条及び次条において「指定都市」といふ。）の長が、税務署長の職務は市町村長又は指定都市の区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の收税官吏の職務は指定都市の長がその職務を定めて指定する指定都市の徵稅吏員が、税務署の收税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徵稅吏員が、税務署の收税官吏の職務は市町村長がそれぞれ行うものとする。この場合において、指定都市の長は、たばこ税に関する犯則事件が指定都市の区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第五百四十七条 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の收税官吏の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市区の事務所の長がその職務を定めて指定するその市の徵稅吏員が、税務署の收税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徵稅吏員が、税務署の收税官吏の職務は市町村長がそれぞれ行うものとする。この場合において、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、鉱産税に関する犯則事件が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

（特別土地保有税の免税点）

第五百九十五条 市町村は、同一の者について、当該市町村の区域（第一号の市にあつては、当該市の区又は総合区の区域）内において、第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税にあつてはその者が一月一日に所有する土地（第五百八十六条第一項若しくは第二項、第五百八十七条第一項又は第五百八十七条の二第一項本文の規定の適用がある土地を除く。）の合計面積が、第五百九十九条第一項第二号の特別土地保有税にあつてはその者が一月一日前一年以内に取得した土地（当該土地の取得について第五百八十六条第一項若しくは第二項又は第五百八十七条第二項の規定の適用がある土地を除く。以下この条において同じ。）の合計面積が、第五百九十九条第一項第三号の特別土地保有税にあつてはその者が七月一日前一年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積（以下この節において「基準面積」という。）に満たない場合には、特別土地保有税を課することができない。

第五百九十五条 市町村は、同一の者について、当該市町村の区域（第一号の市にあつては、当該市の区の区域）内において、第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税にあつてはその者が一月一日に所有する土地（第五百八十六条第一項若しくは第二項、第五百八十七条第一項又は第五百八十七条の二第一項本文の規定の適用がある土地を除く。）の合計面積が、第五百九十九条第一項第二号の特別土地保有税にあつてはその者が一月一日以前一年以内に取得した土地（当該土地の取得について第五百八十六条第一項若しくは第二項又は第五百八十七条第二項の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。）の合計面積が、第五百九十九条第一項第三号の特別土地保有税にあつてはその者が七月一日前一年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積（以下本節において「基準面積」という。）に満たない場合には、特別土地保有税を課すことができない。

一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区又は総合区の区域
二 千平方メートル

二千平方メートル

五百一十七条 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区若しくは総合区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員

一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の区域
メートル 二千平方

メートル

一一三

第六百七十七条 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長がそれぞれ行ない、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、税務署の

が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徵税吏員がそれぞれ行うものとする。この場合において、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、特別土地保有税に関する犯則事件が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市・区又は総合区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七百一条の二十四 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区若しくは総合区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徵税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徵税吏員がそれぞれ行うものとする。この場合において、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、入湯税に関する犯則事件が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区又は総合区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七百一条の六十九 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第一百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は指定都市等の長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区若しくは総合区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は地方自治法

第七百一条の二十四 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員がそれぞれ行うものとする。この場合において、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、入湯税に関する犯則事件が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七百一条の六十九 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法
第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は指定都市等
の長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長
がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百五十二条

収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徵稅吏員がそれぞれ行なうものとする。この場合において、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、特別土地保有税に関する犯則事件が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長が税務署長の職務を行なう区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行なうことができる。

第二百五十二条の十九第一項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は指定都市等の長がその職務を定めて指定する指定都市等の徴税吏員がそれぞれ行うものとする。この場合において、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、事業所税に関する犯則事件が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

(特別区並びに指定都市の区及び総合区に関する特例)

第七百三十七条 道府県民税、市町村民税及び固定資産税に関する規定の都及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市に対する準用及び適用については、特別区並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区及び総合区の区域は、一の市の区域とみなし、なお、特別の必要がある場合においては、政令で特別の定を設けることができる。

2 特別土地保有税に関する規定の都に対する準用については、特別区の区域は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区又は総合区の区域とみなす。

3 (略)

の十九第一項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は指定都市等の長がその職務を定めて指定する指定都市等の徴税吏員がそれぞれ行うものとする。この場合において、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、事業所税に関する犯則事件が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

(特別区及び指定都市の区に関する特例)

第七百三十七条 道府県民税、市町村民税及び固定資産税に関する規定の都及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市に対する準用及び適用については、特別区及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の区域は、一の市の区域とみなし、なお、特別の必要がある場合においては、政令で特別の定を設けることができる。

2 特別土地保有税に関する規定の都に対する準用については、特別区の区域は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の区域とみなす。

3 (略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（政治的行為の制限）</p> <p>第三十六条　（略）</p> <p>2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区若しくは総合区）に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。</p> <p>一〇五　（略）</p> <p>3～5　（略）</p>	<p>（政治的行為の制限）</p> <p>第三十六条　（略）</p> <p>2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。</p> <p>一〇五　（略）</p> <p>3～5　（略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）	（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）
<p>第一百九条　（略）</p> <p>2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。</p> <p>3 ～ 6 （略）</p>	<p>第一百九条　（略）</p> <p>2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。</p>

○ 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（附則第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（特別区等の特例）

第三十五条 この法律中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては政令の定めるところにより、区（総合区を含む。以下同じ。）にこれを適用する。

2・3 （略）

（特別区等の特例）

第三十五条 この法律中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては政令の定めるところにより、区にこれを適用する。

2・3 （略）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（戸籍に関する無料証明）</p> <p>第三十二条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。）は、実施機関の長又は補償を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、補償を受けようとする者又は遺族の戸籍に関する無料で証明を行うことができる。</p>	<p>（戸籍に関する無料証明）</p> <p>第三十二条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。）は、実施機関の長又は補償を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、補償を受けようとする者又は遺族の戸籍に関する無料で証明を行なうことができる。</p>

○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）（附則第二十七条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（戸籍事項の無料証明） <p>第二十六条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。）は、機構又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例の定めるところにより、被共済職員、被共済職員であつた者又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。</p>	（戸籍事項の無料証明） <p>第二十六条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、機構又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例の定めるところにより、被共済職員、被共済職員であつた者又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。</p>

○ 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）（附則第二十七条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（戸籍書類の無料証明）</p> <p>第三十条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長）は、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、機構又は共済金等の支給を受ける権利を有する者（共済契約者を除く。）に対し、共済金等の支給を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。</p>	<p>（戸籍書類の無料証明）</p> <p>第三十条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長）は、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、機構又は共済金等の支給を受ける権利を有する者（共済契約者を除く。）に対し、共済金等の支給を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（戸籍に関する無料証明）

第六十六条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、基金又はこの法律若しくはこの法律に基づく条例による補償を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、補償を受けようとする者又は遺族の戸籍に関する無料で証明を行うことができる。

（戸籍に関する無料証明）

第六十六条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長とする。）は、基金又はこの法律若しくはこの法律に基づく条例による補償を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、補償を受けようとする者又は遺族の戸籍に関する無料で証明を行なうことができる。

○ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）（附則第二十七条第五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第一百四十三条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、都道府県知事、第四条第三項の政令で定める市の長又は補償給付を受けることができる者に対し、条例で定めるところにより、認定を申請しようとする者、被認定者（死亡した者を含む。）、指定疾病にかかっていた者で認定を受けないで死亡したもの、亡したもの、補償給付を受けようとする者又は補償給付を受けていた者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。</p>	<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第一百四十三条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、都道府県知事、第四条第三項の政令で定める市の長又は補償給付を受けることができる者に対し、条例で定めるところにより、認定を申請しようとする者、被認定者（死亡した者を含む。）、指定疾病にかかっていた者で認定を受けないで死亡したもの、補償給付を受けようとする者又は補償給付を受けていた者の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別区等の特例）</p> <p>第一百四十二条 この法律（第三条を除く。）の規定中市町村又は市町村長に関する規定は、都の特別区の存する区域にあつては特別区又は特別区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては当該市の区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する。</p>	<p>（特別区等の特例）</p> <p>第一百四十二条 この法律（第三条を除く。）の規定中市町村又は市町村長に関する規定は、都の特別区の存する区域にあつては特別区若しくは特別区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては当該市の区若しくは区長に適用する。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（総代会）</p> <p>第四十六条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 組合が第四項の規定により定款で総代の選挙についての選挙区及び当該選挙区において選挙すべき総代の数等を定めたときは、総代選挙のために組合員に対してする通知は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該組合の区域にその区域の全部又は一部が含まれる市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。以下同じ。）ごとに定款で定める場所に、選挙の期日、選挙の方法その他選挙につき必要な事項を記載した書面を掲示すればよい。</p> <p>8～10 （略）</p>	<p>（総代会）</p> <p>第四十六条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 組合が第四項の規定により定款で総代の選挙についての選挙区及び当該選挙区において選挙すべき総代の数等を定めたときは、総代選挙のために組合員に対してする通知は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該組合の区域にその区域の全部又は一部が含まれる市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区、特別区のある地にあつては特別区。以下同じ。）ごとに定款で定める場所に、選挙の期日、選挙の方法その他選挙につき必要な事項を記載した書面を掲示すればよい。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別区等の特例）</p> <p>第六十一条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定（指定都市にあつては、第三条第四項を除く。）は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区（総合区を含む。以下この条において同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区又是区長（総合区長を含む。）に適用する。</p>	<p>（特別区等の特例）</p> <p>第六十一条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定（指定都市にあつては、第三条第四項を除く。）は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区又は区長に適用する。</p>

○ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）（附則第三十条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特別区等の特例）	（特別区等の特例）

第七条 第三条第一項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区（総合区を含む。以下この条において同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区又は区長（総合区長を含む。）に適用する。

第七条 第三条第一項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区又は区長に適用する。

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p>（戸籍書類の無料証明）</p> <p>第六条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、事業団又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、加入者より、加入者、加入者であつた者又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。</p>	<p>（戸籍書類の無料証明）</p> <p>第六条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、事業団又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、加入者、加入者であつた者又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。</p>
2 ・ 3 （略）	<p>（滞納処分）</p> <p>第三十一条 前条の規定による督促又は第二十九条の二各号（第一号ハを除く。）のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げてする掛金等の納入の告知を受けた学校法人等が、この指定の期限までに掛金等を完納しないときは、事業団は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は学校法人等若しくはその財産のある市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区又は総合区とする。第三項において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。</p>	<p>（滞納処分）</p> <p>第三十一条 前条の規定による督促又は第二十九条の二各号（第一号ハを除く。）のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げてする掛金等の納入の告知を受けた学校法人等が、この指定の期限までに掛金等を完納しないときは、事業団は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は学校法人等若しくはその財産のある市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区とする。第三項において同じ。）に対して、その処分を請求することができ</p>

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（保険料等の督促及び滞納処分）		
<p>第八十六条　（略）</p> <p>254　（略）</p> <p>5　厚生労働大臣は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。以下同じ。）に対して、その処分を請求することができる。</p> <p>一・二　（略）</p> <p>6　（略）</p>	<p>（保険料等の督促及び滞納処分）</p> <p>第八十六条　（略）</p> <p>254　（略）</p> <p>5　厚生労働大臣は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。）に対して、その処分を請求することができる。</p> <p>一・二　（略）</p> <p>6　（略）</p>	

（傍線の部分は改正部分）

(大都市等の特例)	現行
(大都市等の特例)	改正案
<p>第一百三十六条の三 この法律中都道府県知事の権限に属する事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「<u>指定都市</u>」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「<u>中核市</u>」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下この条において「<u>指定都市等</u>」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。</p>	<p>第一百三十六条の三 この法律中都道府県知事の権限に属する事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「<u>指定都市</u>」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「<u>中核市</u>」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市、中核市又は特例市（以下本条中「<u>指定都市等</u>」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。</p>

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第三十五条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（戸籍書類の無料証明）

第一百十三条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市については、区長又は総合区長）は、組合又は受給権者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

（戸籍書類の無料証明）

第一百十三条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市については、区長）は、組合又は受給権者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

○ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）（附則第三十五条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（戸籍書類の無料証明）</p> <p>第八十七条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市について、区長又は総合区長）は、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、機構又は退職金等の支給を受ける権利を有する者に対して、被共済者又は退職金等の支給を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。</p>	<p>（戸籍書類の無料証明）</p> <p>第八十七条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市について、区長）は、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、機構又は退職金等の支給を受ける権利を有する者に対して、被共済者又は退職金等の支給を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。</p>

○ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（附則第三十五条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第二十七条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。）は、都道府県知事等又は受給資格者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例の定めるところにより、受給資格者又は監護等児童の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。</p>	<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第二十七条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、都道府県知事等又は受給資格者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例の定めるところにより、受給資格者又は監護等児童の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（戸籍書類の無料証明）</p> <p>第一百四十四条の二十五 市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、組合又は受給権者に対して、当該市町村又は特別区の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。</p>	<p>（戸籍書類の無料証明）</p> <p>第一百四十四条の二十五 市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長とする。）は、組合又は受給権者に対して、当該市町村又は特別区の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。</p>

○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）（附則第三十五条第五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第十九条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。）は、公安委員会又は犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。</p>	<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第十九条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。）は、公安委員会又は犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。</p>

○ 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（附則第二十五条第六号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（戸籍事項の無料証明）	（戸籍事項の無料証明）
<p>第三十三条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。）は、検察官若しくは被害回復事務管理人又は被害回復給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、対象被害者若しくはその一般承継人又は資格裁定が確定した者の一般承継人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。</p>	<p>第三十三条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。）は、検察官若しくは被害回復事務管理人又は被害回復給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、対象被害者若しくはその一般承継人又は資格裁定が確定した者の一般承継人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。</p>

○ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）（附則第三十五条第七号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第六十一条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。）は、相手国年金の受給権者（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。）に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、相手国法令（政令で定める社会保障協定に係るものに限り。以下この条において同じ。）の適用を受けたことのある者又は相手国年金の受給権者であつて日本国の国籍を有するものの戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。</p>	<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第六十一条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。）は、相手国年金の受給権者（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。）に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、相手国法令（政令で定める社会保障協定に係るものに限り。以下この条において同じ。）の適用を受けたことのある者又は相手国年金の受給権者であつて日本国の国籍を有するものの戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。</p>

○ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）（附則第三十五条第八号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第十六条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。）は、公安委員会又は給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、オウム真理教犯罪被害者等の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。</p>	<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第十六条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。）は、公安委員会又は給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、オウム真理教犯罪被害者等の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（陳述及び意見の聴取）</p> <p>第二百二十九条　（略）</p> <p>2　家庭裁判所は、戸籍事件についての市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下この節において同じ。）の処分に対する不服の申立てがあつた場合には、当該市町村長の意見を聴かなければならない。</p>	<p>（陳述及び意見の聴取）</p> <p>第二百二十九条　（略）</p> <p>2　家庭裁判所は、戸籍事件についての市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下この節において同じ。）の処分に対する不服の申立てがあつた場合には、当該市町村長の意見を聴かなければならない。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（戸籍に関する無料証明）

第一百十二条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、保険者又は保険給付を受ける者に対し、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に関する無料証明を行うことができる。

（戸籍に関する無料証明）

第一百十二条 市町村長（特別区及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、保険者又は保険給付を受ける者に対し、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に関する無料で証明を行うことができる。

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（附則第三十八条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（戸籍に関する無料証明）

第一百三十六条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、後期高齢者医療広域連合又は後期高齢者医療給付を受ける者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

（戸籍に関する無料証明）

第一百三十六条 市町村長（特別区及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、後期高齢者医療広域連合又は後期高齢者医療給付を受ける者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

○ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（附則第三十八条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（戸籍事項の無料証明） 第八十三条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。）は、厚生労働大臣、機構又は救済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、救済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者又はこれらの者以外の死亡労働者等の遺族の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。	（戸籍事項の無料証明） 第八十三条 市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市においては、区長とする。）は、厚生労働大臣、機構又は救済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、救済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者又はこれらの者以外の死亡労働者等の遺族の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）（附則第三十八条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（戸籍事項の無料証明） <p>第三十九条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。）は、支払基金又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けようとする者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けようとする者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。</p>	（戸籍事項の無料証明） <p>第三十九条 市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市においては、区長とする。）は、支払基金又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けようとする者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けようとする者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（戸籍事項の無料証明） <p>第一百四条 市町村長（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。）は、厚生労働大臣又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者又は遺族基礎年金の支給若しくは障害基礎年金若しくは遺族基礎年金の額の加算の要件に該当する子の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。</p>	（戸籍事項の無料証明） <p>第一百四条 市町村長（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、厚生労働大臣又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者又は遺族基礎年金の支給若しくは障害基礎年金若しくは遺族基礎年金の額の加算の要件に該当する子の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第三十四条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。）は、行政庁（特別児童扶養手当については都道府県知事をいい、障害児福祉手当及び特別障害者手当については都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長をいう。以下同じ。）又は手当の支給要件に該当する者に該当する者（以下「受給資格者」という。）に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する障害児の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。</p>	<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第三十四条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、行政庁（特別児童扶養手当については都道府県知事をいい、障害児福祉手当及び特別障害者手当については都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長をいう。以下同じ。）又は手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する障害児の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第四十八条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。）は、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第二十八条第一項に規定する者又は第三十三条第一項に規定する遺族である者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、これらの者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。</p>	<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第四十八条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第二十八条第一項に規定する者又は第三十三条第一項に規定する遺族である者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、これらの者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。</p>

○ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）（附則第二十九条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（戸籍事項の無料証明）

第二十六条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。）は、厚生労働大臣又は特定障害者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、特定障害者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（戸籍事項の無料証明）

第二十六条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、厚生労働大臣又は特定障害者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、特定障害者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（死亡者情報票の作成及び提出）</p> <p>第十二条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。次項において同じ。）は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡の届書その他の関係書類に基づいて、死亡者情報票（死亡した者に関する氏名、性別、生年月日、死亡の時における住所、死亡の日、死亡の原因、死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める情報の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録である記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）又はこれら的情報を記載した書類をいう。以下この章において同じ。）を作成し、これを都道府県の設置する保健所の長（地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、当該市又は特別区の設置する保健所の長）に提出しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（国等による全国がん登録情報等の適切な管理等）</p>	<p>（死亡者情報票の作成及び提出）</p> <p>第十二条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。次項において同じ。）は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡の届書その他の関係書類に基づいて、死亡者情報票（死亡した者に関する氏名、性別、生年月日、死亡の時における住所、死亡の日、死亡の原因、死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める情報の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録である記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）又はこれら的情報を記載した書類をいう。以下この章において同じ。）を作成し、これを都道府県の設置する保健所の長（地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、当該市又は特別区の設置する保健所の長）に提出しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（国等による全国がん登録情報等の適切な管理等）</p>

第二十五条 (略)

2 (略)

3 市町村長（第十一條第一項に規定する指定都市の区長又は総合区長及び同項に規定する市又は特別区の設置する保健所の長を含む。次項、次条、第二十八条、第二十九条第六項、第三十九条第六項及び第三十九条第二項において同じ。）は、第十一條第一項及び第二項の規定による事務を行うに当たっては、死亡者情報票に記録され、又は記載される情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 市町村長（第十一條第一項に規定する指定都市の区長及び同項に規定する市又は特別区の設置する保健所の長を含む。次項、次条、第二十八条第六項、第二十九条第六項及び第三十九条第二項において同じ。）は、第十一條第一項及び第二項の規定による事務を行うに当たっては、死亡者情報票に記録され、又は記載される情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（宅地造成工事規制区域）		
<p>第三条 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第二十四条を除き、以下同じ。）は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となるうとする土地の区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（土地の立入り等に伴う損失の補償）</p> <p>第七条 都道府県（指定都市又は中核市）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市（以下この条及び第九条において同じ。）は、第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項の規定による行為により</p>	<p>第三条 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「特例市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市の長。第二十四条を除き、以下同じ。）の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となるうとする土地の区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（土地の立入り等に伴う損失の補償）</p> <p>第七条 都道府県（指定都市、中核市又は特例市）の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市（以下この条及び第九条において同じ。）は、第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項の規定による行為により</p>	

他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対しても、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2・3 (略)

(国又は都道府県の特例)

第十一條 国又は都道府県（指定都市又は中核市）の区域内においては、それぞれ指定都市又は中核市を含む。以下この条において同じ。）が、宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事については、国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立することをもつて第八条第一項本文の許可があつたものとみなす。

による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2・3 (略)

(国又は都道府県の特例)

第十一條 国又は都道府県（指定都市、中核市又は特例市）の区域内においては、それぞれ指定都市、中核市又は特例市を含む。以下この条において同じ。）が、宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事については、国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立することをもつて第八条第一項本文の許可があつたものとみなす。

改 正 案	現 行
<p>（住居表示の原則）</p> <p>第二条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十の区及び同法第二百五十二条の二十の二の総合区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（住居表示の原則）</p> <p>第二条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十の区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）（附則第四十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定都市に関する特例）</p> <p>第十六条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（指定都市に関する特例）</p> <p>第十六条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（指定都市の特例）

第三十八条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区及び総合区の区域を市の区域と、区長及び総合区長を市長とみなす。

2 (略)

（指定都市の特例）

第三十八条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区を市と、区の区域を市の区域と、区長を市長とみなす。

2 (略)

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	
	現 行	

（開発行為の許可）

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。

一〇十一 （略）

2・3 （略）

（開発行為の許可）

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一〇十一 （略）

2・3 （略）

	改 正 案	現 行
	（沿道整備権利移転等促進計画の作成等）	（沿道整備権利移転等促進計画の作成等）
4 市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第十条の七において「指定都市等」という。）を除く。）は、第一項の規定により沿道整備権利移転等促進計画を定めようとする場合において、第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が市街化調整区域をいう。第十条の七第二項において同じ。）内にあり、かつ、権利の移転等が行われた後において、同法第二十九条第一項又は同法第四十三条第一項の規定による許可を要する行為（次項において「特定行為」という。）が行われることとなるときは、当該沿道整備権利移転等促進計画について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。	第十条の二 （略）	第十条の二 （略）
5 （略）	2・3 （略）	2・3 （略）

○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）（附則第四

十五条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（総合化事業計画の認定）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>257 （略）</p> <p>8 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項（同項の施設の整備として市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。第十四条において同じ。）内において、第三項の施設（農林水産物等の販売施設であつて政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の建築（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十三号に規定する建築をいう。）の用に供する目的で行う都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（以下この項及び第十四条第一項において「開発行為」という。）又は第三項の施設を新築し、若しくは建築物（建築基準法第二条第一号に規定する建築物をいう。）を改築し、若しくはその用途を変更して同項の施設とする行為（以下この項及び第十四条第二項において「建築行為等」という。）を行うものであり、当該開発行為又は建築行為等を行うに当たり、都市計画法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一</p>	<p>（総合化事業計画の認定）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>257 （略）</p> <p>8 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項（同項の施設の整備として市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。第十四条において同じ。）内において、第三項の施設（農林水産物等の販売施設であつて政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の建築（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十三号に規定する建築をいう。）の用に供する目的で行う都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（以下この項及び第十四条第一項において「開発行為」という。）又は第三項の施設を新築し、若しくは建築物（建築基準法第二条第一号に規定する建築物をいう。）を改築し、若しくはその用途を変更して同項の施設とする行為（以下この項及び第十四条第二項において「建築行為等」という。）を行うものであり、当該開発行為又は建築行為等を行うに当たり、都市計画法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一</p>

項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長を含む。以下この項、第十四条第二項及び第四十二条第二項において同じ。

）の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る第三項の施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域（都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域をいう。）内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるときは、同意をするものとする。

9・10 （略）

項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長を含む。以下この項、第十四条第二項及び第四十二条第二項において同じ。）の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る第三項の施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域（都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域をいう。）内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるときは、同意をするものとする。

9・10 （略）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（大都市等の特例）</p> <p>第一百三十七条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務（都道府県が施行する市街地再開発事業に係る事務を除く。）で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。</p>	<p>（大都市等の特例）</p> <p>第一百三十七条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務（都道府県が施行する市街地再開発事業に係る事務を除く。）で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）、「同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市、中核市又は特例市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（大都市等の特例）</p> <p>第三百八条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。</p>	<p>（大都市等の特例）</p> <p>第三百八条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市、中核市又は特例市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（公示に係る事項を記載した書面等の送付及び閲覧）

第七条 土地鑑定委員会は、前条の規定による公示をしたときは、速やかに、関係市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区又は総合区。次項において同じ。）の長に対して、公示した事項のうち当該市町村が属する都道府県に存する標準地に係る部分を記載した書面及び当該標準地の所在を表示する図面を送付しなければならない。

2・3 （略）

（公示に係る事項を記載した書面等の送付及び閲覧）

第七条 土地鑑定委員会は、前条の規定による公示をしたときは、すみやかに、関係市町村（都の特別区の存する区域にあつては特別区、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては当該市の区。次項において同じ。）の長に対して、公示した事項のうち当該市町村が属する都道府県に存する標準地に係る部分を記載した書面及び当該標準地の所在を表示する図面を送付しなければならない。

2・3 （略）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第七十五条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、行政庁又は求職者給付若しくは就職促進給付の支給を受ける者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例の定めるところにより、求職者給付又は就職促進給付の支給を受ける者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。</p>	<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第七十五条 市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、行政庁又は求職者給付又は就職促進給付の支給を受ける者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例の定めるところにより、求職者給付又は就職促進給付の支給を受ける者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。</p>

○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（附則第五十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（大都市等の特例）</p> <p>第百五条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び<u>地方自治法</u>第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下この条において「<u>指定都市等</u>」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。</p>	<p>（大都市等の特例）</p> <p>第百五条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市、<u>地方自治法</u>第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「<u>特例市</u>」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市、中核市又は特例市（以下この条において「<u>指定都市等</u>」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（裁定）</p> <p>第一百三十条　（略）</p> <p>2・3　（略）</p> <p>4　前三項の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは、特別区のある地にあつては「特別区の区長」と、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては「区長又は総合区長」とする。</p>	<p>（裁定）</p> <p>第一百三十条　（略）</p> <p>2・3　（略）</p> <p>4　前二項の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは、特別区のある地にあつては「特別区の区長」と、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては「区長」とする。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（都市計画法の特例）

第十二条 （略）

2 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において、認定市民農園建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して認定市民農園建築物とすることについて、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

現 行

（都市計画法の特例）

第十二条 （略）

2 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市若しくは同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において、認定市民農園建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して認定市民農園建築物とすることについて、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る認定市民農園建築物の新築、改築又は用途の変更が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（基本計画）</p> <p>第六条 第四条第一項の規定による指定があつたときは、その指定を受けた地方拠点都市地域（以下「指定地域」という。）を区域とする全ての市町村（以下この条及び次条において「関係市町村」という。）又は関係市町村により組織される地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二百五十二条の二の二第一項の協議会</u>（以下「協議会」という。）若しくは同法第二百八十四条第一項の一部事務組合（当該指定地域をその区域の一部とするものを含む。以下「一部事務組合」という。）若しくは広域連合（当該指定地域をその区域の一部とするものを含む。以下「広域連合」という。）は、基本方針に基づき、当該指定地域に係る第一条に規定する整備の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、都道府県知事に協議し、その同意を求めるものとする。</p> <p>この場合において、関係市町村は、共同して、基本計画を作成し、都道府県知事に協議し、その同意を求めるものとする。</p>	<p>（基本計画）</p> <p>第六条 第四条第一項の規定による指定があつたときは、その指定を受けた地方拠点都市地域（以下「指定地域」という。）を区域とするすべての市町村（以下この条及び次条において「関係市町村」という。）又は関係市町村により組織される地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二百五十二条の二第一項の協議会</u>（以下「協議会」という。）若しくは同法第二百八十四条第一項の一部事務組合（当該指定地域をその区域の一部とするものを含む。以下「一部事務組合」という。）若しくは広域連合（当該指定地域をその区域の一部とするものを含む。以下「広域連合」という。）は、基本方針に基づき、当該指定地域に係る第一条に規定する整備の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、都道府県知事に協議し、その同意を求めるものとする。</p> <p>この場合において、関係市町村は、共同して、基本計画を作成し、都道府県知事に協議し、その同意を求めるものとする。</p>
2 ～ 9 （略）	2 ～ 9 （略）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（政党交付金による支出の定義等）</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>2 この章において「支部政党交付金」とは、政党の本部から支部（一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区又は総合区の区域を含む。）又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられるものに限る。以下同じ。）に対しても支給される金銭等（政治資金規正法第四条第一項に規定する金銭等をいう。以下この項において同じ。）で政党交付金を充て又は政党基金を取り崩して充てるものをいい、一の支部から他の支部に対して支給される金銭等で支部政党交付金を充て又は支部基金（特定の目的のために支部政党交付金の一部を積み立てた積立金をいい、これに係る果実を含む。以下同じ。）を取り崩して充てるものを含むものとする。</p>	<p>（政党交付金による支出の定義等）</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>2 この章において「支部政党交付金」とは、政党の本部から支部（一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区の区域を含む。）又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられるものに限る。以下同じ。）に対して支給される金銭等（政治資金規正法第四条第一項に規定する金銭等をいう。以下この項において同じ。）で政党交付金を充て又は政党基金を取り崩して充てるものをいい、一の支部から他の支部に対して支給される金銭等で支部政党交付金を充て又は支部基金（特定の目的のために支部政党交付金の一部を積み立てた積立金をいい、これに係る果実を含む。以下同じ。）を取り崩して充てるものを含むものとする。</p>
<p>3 （略）</p>	

	改 正 案	現 行
4 12	<p>（地方公共団体実行計画等）</p> <p>第二十条の三　（略）</p> <p>2　（略）</p> <p>3　都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。</p> <p>一〇四　（略）</p>	<p>（地方公共団体実行計画等）</p> <p>第二十条の三　（略）</p> <p>2　（略）</p> <p>3　都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。</p> <p>一〇四　（略）</p>
4 12		

○ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（附則第六十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定都市の区及び総合区に関する特例）	（指定都市の区に関する特例）
第五十条 この法律（第七条第三項を除く。）の規定中市町村又は市町村長に関する規定は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する。	第五十条 この法律（第七条第三項を除く。）の規定中市町村又は市町村長に関する規定は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区若しくは区長に適用する。

○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百二十号）（附則第六十一条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（郵便局における事務の取扱い）

第二条 （略）

一〇四 （略）

五 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

（郵便局における事務の取扱い）

第二条 （略）

一〇四 （略）

五 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（附則第六十一条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	
（戸籍法等の特例）		現 行
<p>第三十四条 （略）</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し</p> <p>2～9 （略）</p>	<p>第三十四条 （略）</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し</p> <p>2～9 （略）</p>	

○ 地方公共団体の議会の議員及び長の選舉に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）（附則第六十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
3 (略)	<p>（電磁的記録式投票機による投票）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 指定都市の議会の議員又は長の選舉の投票（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、指定都市は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、当該条例で定める当該指定都市の区（総合区を含む。次項及び第十四条第一項において同じ。）の区域内の投票区を除き、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録式投票機に記録する方法によることができる。この場合における同法第四十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三条第二項及び第七条」とする。</p>	<p>（電磁的記録式投票機による投票）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 指定都市の議会の議員又は長の選舉の投票（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、指定都市は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、当該条例で定める当該指定都市の区の区域内の投票区を除き、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録式投票機に記録する方法によることができる。この場合における同法第四十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三条第二項及び第七条」とする。</p>
3 (略)		

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（市町村の長による開発許可関係事務の処理）</p> <p>第九十三条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市以外の市町村が居住調整地域に関する都市計画を定めたときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって都市計画法第三章第一節の規定に基づく事務（以下「開発許可関係事務」という。）を処理することができる。この場合においては、当該規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。</p>	<p>（市町村の長による開発許可関係事務の処理）</p> <p>第九十三条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市以外の市町村が居住調整地域に関する都市計画を定めたときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって都市計画法第三章第一節の規定に基づく事務（以下「開発許可関係事務」という。）を処理することができる。この場合においては、当該規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。</p>
254 (略)	254 (略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の委託）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>一 市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（第五十九条において「指定都市」という。）にあっては、区又は総合区とする。第五十五条第四項から第六項までにおいて同じ。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第五十九条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。）は、基金、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。</p>	<p>（業務の委託）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>一 市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（第五十九条において「指定都市」という。）にあっては、区とする。第五十条第四項から第六項までにおいて同じ。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第五十九条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長とする。）は、基金、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。</p>

○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（附則第六十六条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定都市の特例）</p> <p>第七十一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）に対するこの法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（指定都市の特例）</p> <p>第七十一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）に対するこの法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、区を市と、区長を市長とみなす。</p>

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第六十六条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（指定都市の特例）

第六十二条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において単に「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。

2
（略）

（指定都市の特例）

第六十二条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において単に「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区を市と、区長を市長とみなす。

2
（略）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(雨水浸透阻害行為の許可)	(雨水浸透阻害行為の許可)
<p>第九条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為（流域水害対策計画に基づいて行われる行為を除く。以下「雨水浸透阻害行為」という。）であつて雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める規模以上のものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（指定都市又は<u>地方自治法</u>第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この章及び第三十八条において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。</p> <p>一〇三 （略）</p>	<p>第九条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為（流域水害対策計画に基づいて行われる行為を除く。以下「雨水浸透阻害行為」という。）であつて雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める規模以上のものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（指定都市、<u>地方自治法</u>第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この章及び第三十八条において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。</p> <p>一〇三 （略）</p>

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（附則第七十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（合併協議会の設置）	（合併協議会の設置）
<p>第三条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二百五十二条の二第一項</u>の規定により、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画（以下「合併市町村基本計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（合併協議会設置の請求）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 前項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた市町村（以下この条及び第五条の二第一項において「合併請求市町村」という。）の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、合併対象市町村の長に対し、これを通知し、当該請求に基づく合併協議会に係る地方自治法<u>第二百五十二条の二第一項</u>の協議（以下この条において「合併協議会設置協議」という。）について議会に付議するか否かの意見を求めなければならない。この場合において、合併請求市町村の長は、当該意見を求</p>	<p>第三条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二百五十二条の二第一項</u>の規定により、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画（以下「合併市町村基本計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（合併協議会設置の請求）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 前項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた市町村（以下この条及び第五条の二第一項において「合併請求市町村」という。）の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、合併対象市町村の長に対し、これを通知し、当該請求に基づく合併協議会に係る地方自治法<u>第二百五十二条の二第一項</u>の協議（以下この条において「合併協議会設置協議」という。）について議会に付議するか否かの意見を求めなければならない。この場合において、合併請求市町村の長は、当該意見を求</p>

を求めた旨を合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

めた旨を合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

3／20 (略)

第五条 (略)
2／5 (略)

6 第四項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、第一項の規定による請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二の二第一項の協議（以下この条において「同一請求に基づく合併協議会設置協議」という。）について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

7／29 (略)

30 地方自治法第七十四条第五項の規定は前条第一項若しくはこの条第一項の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項の規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の代表者について、同法第七十四条第七項から第九項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第七十四条第六項第一号中「表示をされている者（都道府県に係る請求にあつ

3／20 (略)

第五条 (略)
2／5 (略)

6 第四項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、第一項の規定による請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第二項の協議（以下この条において「同一請求に基づく合併協議会設置協議」という。）について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

7／29 (略)

30 地方自治法第七十四条第五項の規定は前条第一項若しくはこの条第一項の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項の規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の代表者について、同法第七十四条第七項から第九項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第七十四条第六項第一号中「表示をされている者（都道府県に係る請求にあつ

ては、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされてい
る者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他
の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所
を有しているものを除く。」とあるのは「表示をされている者」と、
同項第三号中「、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町
村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号
において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、」とあるのは
「第二百五十二条の十九第一項に規定する」と、同法第七十四条の二第
十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、
「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁
判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一
項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受
理した日から二十日以内にこれをしたものとし、訴訟の判決は」とある
のは「訴訟の判決は」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあ
るのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と
、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第
十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるもの
とする。

31
33 (略)

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

2 (略)
第十二条 (略)

ては、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされてい
る者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他
の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所
を有しているものを除く。」とあるのは「表示をされている者」と、
同項第三号中「、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町
村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号
において「指定都市」という。）の区を含み、」とあるのは「第二百五
十二条の十九第一項に規定する」と、同法第七十四条の二第十項中「審査
の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府
県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「
裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟に
ついては、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から
二十日以内にこれをしたものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の
判決は」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八
項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判
所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第
八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

31
33 (略)

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

2 (略)
第十二条 (略)

3 農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第三十五条第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区（総合区を含む。第二十一条第一項において同じ。）並に農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第三十四条の規定の適用がある場合を除いて、前二項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 (略)

(合併特例区の長)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 合併特例区の長は、第六項において準用する地方自治法第一百四十五条第一項の規定にかかるわらず、当該合併特例区の区域を所管区域とする同法第百五十五条第一項に規定する支所若しくは出張所、同法第二百五十二条の二十第一項に規定する区の事務所若しくはその出張所又は同法第二百五十二条の二十の二第一項に規定する総合区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねることができる。

5～7 (略)

3 農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第三十五条第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第三十四条の規定の適用がある場合を除いて、前二項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 (略)

(合併特例区の長)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 合併特例区の長は、第六項において準用する地方自治法第一百四十五条第一項の規定にかかるわらず、当該合併特例区の区域を所管区域とする同法第百五十五条第一項に規定する支所若しくは出張所又は同法第二百五十二条の二十第一項に規定する区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねることができる。

5～7 (略)

○ 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（附則第七十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地方自治法の特例）</p> <p>第十七条 第十一条第一項、第十二条第一項及び第二項並びに第十五条第一項の規定により読み替えて適用する児童福祉法、生活保護法及び母子保健法の規定並びに第二条第三項の政令又は主務省令の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九及び第二百五十一条の二十二の規定は、適用しない。</p>	<p>（地方自治法の特例）</p> <p>第十七条 第十一条第一項、第十二条第一項及び第二項並びに第十五条第一項の規定により読み替えて適用する児童福祉法、生活保護法及び母子保健法の規定並びに第二条第三項の政令又は主務省令の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九、第二百五十二条の二十二及び第二百五十二条の二十六の三の規定は、適用しない。</p>

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（歴史的風致維持向上計画の認定）		
<p>第五条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 市町村は、歴史的風致維持向上計画に次の各号（当該市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下単に「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（以下単に「中核市」という。）である場合にあっては、第四号を除く。）に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者（第一号、第二号及び第五号に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>一〇五 （略）</p> <p>5～11 （略）</p> <p>（市街化調整区域内における開発行為の許可の特例）</p>	<p>第五条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 市町村は、歴史的風致維持向上計画に次の各号（当該市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下単に「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（以下単に「中核市」という。）である場合にあっては、第四号を除く。）に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者（第一号、第二号及び第五号に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>一〇五 （略）</p> <p>5～11 （略）</p> <p>（市街化調整区域内における開発行為の許可の特例）</p>	<p>第五条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 市町村は、歴史的風致維持向上計画に次の各号（当該市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下単に「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（以下単に「中核市」という。）である場合にあっては、第四号を除く。）に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者（第一号、第二号及び第五号に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>一〇五 （略）</p> <p>5～11 （略）</p> <p>（市街化調整区域内における開発行為の許可の特例）</p>

2

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市^{の長}は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた開発区域（同法第四条第十三項に規定する開発区域をいう。）以外の区域内において認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項第四号に掲げる事項の内容に即して行われる建築行為について、同法第四十三条第一項の許可があつた場合において、当該申請に係る建築行為が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

2

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは特例市の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた開発区域（同法第四条第十三項に規定する開発区域をいう。）以外の区域内において認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項第四号に掲げる事項の内容に即して行われる建築行為について、同法第四十三条第一項の許可があつた場合において、当該申請に係る建築行為が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（特定開発行為の制限）	（特定開発行為の制限）
第七十三条 特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（第三項及び第九十四条において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（第三項において「中核市」という。）の区域内にあっては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。	第七十三条 特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（第三項及び第九十四条において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（第三項において「中核市」という。）又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市（第三項において「特例市」という。）の区域内にあっては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。	

2 (略)

3 市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、前項第二号の条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

4 (略)

2 (略)

3 市町村（指定都市、中核市及び特例市を除く。）は、前項第二号の条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

改 正 案	現 行
<p>（農地法等の特例）</p> <p>第十八条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあっては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区（総合区を含む。以下この項及び次条第六項において同じ。）ごとに農業委員会を置かないとされたものを除く。次条第六項において単に「指定都市」という。）にあっては区又は区長（総合区長を含む。）に適用する。</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第一項及び前三項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあっては特別区又は特別区の区長に、指定都市にあっては区又は区長（総合区長を含む。）に適用する。</p>	<p>（農地法等の特例）</p> <p>第十八条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあっては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないとされたものを除く。次条第六項において単に「指定都市」という。）にあっては区又は区長に適用する。</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第一項及び前三項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあっては特別区又は特別区の区長に、指定都市にあっては区又は区長に適用する。</p>

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	附 則	附 則
	（地方公務員法の一部改正に伴う経過措置）	（地方公務員法の一部改正に伴う経過措置）
第三条　（略）	第三条　（略）	第三条　（略）
2　任命権者が、職員をその職員が現に任命されている職の置かれる機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十五条第一項に規定する支庁、地方事務所、支所及び出張所、同法第一百五十六条第一項に規定する行政機関、同法第二百二条の四第三項に規定する地域自治区の事務所、同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設、同法第二百五十二条の二十第一項に規定する区の事務所及びその出張所並びに同法第二百五十二条の二十の二第一項に規定する総合区の事務所及びその出張所をいう。以下この項において同じ。）と規模の異なる他の機関であつて所管区域の単位及び種類を同じくするものに置かれる職であつて当該任命されている職より一段階上位又は一段階下位の職制上の段階に属するものに任命する場合において、当該任命が従前の例によれば昇任又は降任に該当しないときは、当分の間、新法第十五条の二第一項の規定にかかわらず降任に該当しないときは、当分の間、新法第十五条の二第一項の規定にかかわらず、これを同項第四号に規定する転任とみなす。	2　任命権者が、職員をその職員が現に任命されている職の置かれる機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十五条第一項に規定する支庁、地方事務所、支所及び出張所、同法第一百五十六条第一項に規定する行政機関、同法第二百二条の四第三項に規定する地域自治区の事務所、同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設並びに同法第二百五十二条の二十第一項に規定する区の事務所及びその出張所をいう。以下この項において同じ。）と規模の異なる他の機関であつて当該任命されている職より一段階上位又は一段階下位の職制上の段階に属するものに任命する場合において、当該任命が従前の例によれば昇任又は降任に該当しないときは、当分の間、新法第十五条の二第一項の規定にかかわらず、これを同項第四号に規定する転任とみなす。	
3（5）　（略）	3（5）　（略）	3（5）　（略）

○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第 号）（附則第七十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地方自治法の一部改正）</p> <p>第三十四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二百五十二条第一項中「この法律の規定による」を「第一百四十三条第三項（第一百八十条の五第八項及び第一百八十四条第二項において準用する場合を含む。）」に、「再審査請求、」を「又はこの法律の規定による」に、「又は審決の申請」を「若しくは審決の申請」に改め、同条第四項第八号中「第二百五十五条の五」を「第二百五十五条の五第一項」に改め、「再審査請求」を削り、同項第九号中「第二百五十五条の五」を「第二百五十五条の五第一項」に改め、「若しくは再審査請求」を削る。</p> <p>（略）</p>	<p>（地方自治法の一部改正）</p> <p>第三十四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二百五十二条第一項中「この法律の規定による」を「第一百四十三条第三項（第一百八十条の五第八項及び第一百八十四条第二項において準用する場合を含む。）」に、「再審査請求、」を「又はこの法律の規定による」に、「又は審決の申請」を「若しくは審決の申請」に改め、同条第二項第六号中「第二百五十五条の五」を「第二百五十五条の五第一項」に改め、「再審査請求」を削り、同項第七号中「第二百五十五条の五」を「第二百五十五条の五第一項」に改め、「若しくは再審査請求」を削る。</p> <p>（略）</p>